

「さすガねっと」約款改定に関するお知らせ

大阪ガスのインターネット「さすガねっと」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、2026年3月1日付で「さすガねっと」の契約約款等を一部改定します。

記

1. 主な改定内容

(1) ブロードバンドユニバーサルサービス料の設定（Jプラン）

ブロードバンドサービスにおいて、離島や山間地などの地理的条件により、人口減少に伴う通信網の維持が今後課題となることを踏まえ、「改正電気通信事業法（令和四年法律第七十号）」に基づき、今後新たに、2026年1月より各電気通信事業者が「ユニバーサルサービス支援機関（以下、支援機関）」を通じて費用を出し合う「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度」が開始しています。

本制度の開始に伴い、当社ではJプラン※において「ブロードバンドユニバーサルサービス料」を新たに設定し、お客さまにご負担いただきます。なお、「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の料金額は、さすガねっとホームページよりご確認ください。

[ブロードバンドユニバーサルサービス料 さすガねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](https://www.osakagas.co.jp)

※Nプラン、Sプランにおける「ブロードバンドユニバーサルサービス料」は2026年1月1日付改定にて設定しています。

(2) その他の修正

2. 改定対象約款等

- ・ さすガねっと Jプラン契約約款
- ・ さすガねっと Jプラン料金表
- ・ J:COM TV for さすガねっと料金表

3. 改定約款の適用日

2026年3月1日（日）

4. 改定内容（新旧対照表）

別紙1を参照

契約約款及び重要事項説明書の詳細は、さすガねっとホームページをご確認ください。

[電気通信サービスに関する契約約款・重要事項説明書 一覧・さすガねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](https://www.osakagas.co.jp)

以上

改定内容（新旧対照表）

旧	新												
さすがねっとJプラン契約約款 大阪ガス株式会社	さすがねっとJプラン契約約款 大阪ガス株式会社												
第1章 総則	第1章 総則												
第3条 (用語の定義)	第3条 (用語の定義)												
約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味		(追加)		(追加)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17 宅内工事</td> <td>契約者宅内での工事(端末設備設置および配線工事等)をいう</td> </tr> <tr> <td>18 データ伝送用設備端末等</td> <td>当社およびジェイコムウエストが提供するインターネット接続サービスの提供を受けるため、データ伝送用設備に接続して使用する端末設備又は自営電気通信設備(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第34条10の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができるものを除く。)であって、次のイ、ロのいずれにも該当するもの イ デジタルデータ伝送用設備との接続に</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	17 宅内工事	契約者宅内での工事(端末設備設置および配線工事等)をいう	18 データ伝送用設備端末等	当社およびジェイコムウエストが提供するインターネット接続サービスの提供を受けるため、データ伝送用設備に接続して使用する端末設備又は自営電気通信設備(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第34条10の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができるものを除く。)であって、次のイ、ロのいずれにも該当するもの イ デジタルデータ伝送用設備との接続に
用語	用語の意味												
	(追加)												
	(追加)												
用語	用語の意味												
17 宅内工事	契約者宅内での工事(端末設備設置および配線工事等)をいう												
18 データ伝送用設備端末等	当社およびジェイコムウエストが提供するインターネット接続サービスの提供を受けるため、データ伝送用設備に接続して使用する端末設備又は自営電気通信設備(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第34条10の各号の条件に係る機能又はこれらと同等以上の機能を利用者が任意のソフトウェアにより随時かつ容易に変更することができるものを除く。)であって、次のイ、ロのいずれにも該当するもの イ デジタルデータ伝送用設備との接続に												

旧		新	
			<p><u>においてインターネットプロトコルを使用するもの</u></p> <p><u>ロ電気通信回線設備を介して接続することにより当該データ伝送用設備端末等に備えられた電気通信の機能(送受信に係るものに限る。)に係る設定を変更できるもの</u></p>
	(追加)	<p><u>19 送信型対電気通信設備サイバー攻撃</u></p>	<p><u>次のイ又はロに掲げる行為</u></p> <p><u>イ情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信(当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。)により行われるもの(ロにおいて「設備攻撃」といいます。)</u></p> <p><u>ロ設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴(以下単に「通信履歴」といいます。)の電磁的記録</u></p>

旧		新	
			<p>により、設備攻撃に先立って行われる当該探査を目的とする電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるもの</p>
	(追加)	<p><u>20 ブロードバンドユニバーサルサービス</u></p>	<p>電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 7 条に規定するに規定する以下の役務の総称をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第一号基礎的電気通信役務</u>：国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報（110 番・118 番・119 番）の電話サービス等。 ・<u>第二号基礎的電気通信役務</u>：一定水準のブロードバンドサービスの日本全国における安定的な提供を確保するべきものとして総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務等。

旧		新	
	(追加)	<u>21 ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>	<u>ブロードバンドユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な負担金として、その使用している電気通信番号または通信サービスの回線数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関を通じて、事業法第 7 条に規定する以下の提供に係る指定事業者を支払うために、当社が本サービス契約者からこれらに定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第一号基礎的電気通信役務（加入電話、公衆電話、緊急通報等）</u> ・ <u>第二号基礎的電気通信役務（高速度データ伝送電気通信役務等）</u>
第4章 料金 第2節 料金の支払義務	(追加) (追加) (追加)	第4章 料金 第2節 料金の支払義務	<u>第 29 条の 2（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）</u> <u>契約者は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の支払いを要します。</u> <u>ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです</u>

旧	新
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第50条 (ID 及びパスワードの管理責任)</p> <p>第51条 (通信の秘密)</p> <p>第52条 (契約者に係る情報の取扱)</p>	<p>(<u>ブロードバンドのユニバーサルサービス制度について</u>)</p> <p><u>https://home.osakagas.co.jp/net/charge/</u></p> <p>第7章 雑則</p> <p>第50条 <u>(ソフトウェアの更新)</u></p> <p><u>電気通信回線設備を通じて外部から制御可能な状態で、データ伝送用設備</u> <u>端末等を接続する場合は、他者から意図しない制御ができないよう、当該端</u> <u>末等の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新されていなければなりません。</u> <u>当該更新とは、当該端末に他者から制御可能な脆弱性が発見され、かつ</u> <u>当該端末の製造業者が提供するソフトウェアアップデートが周知された場合</u> <u>に、当該端末にソフトウェアアップデートを適用することを指します。</u></p> <p>第51条 <u>(送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信の禁止)</u></p> <p><u>当社およびジェイコムウエストは、データ伝送用設備端末等の送信型対電</u> <u>気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している通信履</u> <u>歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が本約款第3条（用語の定義）</u> <u>19号に規定する電気通信又は同号口の総務省令で定める電気通信の送信の送</u> <u>信元であることを合理的に特定できるものに限り、）の送信を禁止しま</u> <u>す。</u></p> <p>第52条 (ID 及びパスワードの管理責任)</p> <p>第53条 (通信の秘密)</p> <p>第54条 (契約者に係る情報の取扱)</p>

旧	新
<p>第53条 (著作権及び知的財産権)</p> <p>第54条 (本約款の効力)</p> <p>第55条 (閲覧)</p> <p>第56条 (準拠法)</p> <p>第57条 (合意管轄)</p> <p>第58条 (言語)</p>	<p>第55条 (著作権及び知的財産権)</p> <p>第56条 (本約款の効力)</p> <p>第57条 (閲覧)</p> <p>第58条 (準拠法)</p> <p>第59条 (合意管轄)</p> <p>第60条 (言語)</p>
<p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本約款は、2025年 2月 4日から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本約款は、2026年 3月 1日から実施いたします。</p>

旧	新								
<p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン料金表</p> <p style="text-align: right;">大阪ガス株式会社</p> <p>料金表 I 利用料・工事費等</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン料金表</p> <p style="text-align: right;">大阪ガス株式会社</p> <p>料金表 I 利用料・工事費等</p> <p><u>第4表 ブロードバンドユニバーサルサービス料</u></p> <p><u>1 適用</u></p> <p><u>ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用については、第 29 条の 2(ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1144 678 2063 1114"> <tr> <td data-bbox="1144 678 1552 1114"><u>ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用</u></td> <td data-bbox="1554 678 2063 1114"> <p><u>ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は、さすガねっと J プランにかかる回線契約ごとに適用します。</u></p> <p><u>イ ブロードバンドユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</u></p> <p><u>ウ ブロードバンドユニバーサルサービス料については、定額利用料と同様に日割り計算を行います。</u></p> </td> </tr> </table> <p><u>2 料金額</u></p> <table border="1" data-bbox="1144 1209 2063 1350"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1209 1422 1305"><u>区分</u></th> <th data-bbox="1424 1209 1630 1305"><u>単位</u></th> <th data-bbox="1632 1209 2063 1305"><u>料金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1307 1422 1350"><u>ブロードバンドユニバ</u></td> <td data-bbox="1424 1307 1630 1350"><u>1 回線ごとに</u></td> <td data-bbox="1632 1307 2063 1350"><u>ブロードバンドユニバーサルサービ</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用</u>	<p><u>ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は、さすガねっと J プランにかかる回線契約ごとに適用します。</u></p> <p><u>イ ブロードバンドユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</u></p> <p><u>ウ ブロードバンドユニバーサルサービス料については、定額利用料と同様に日割り計算を行います。</u></p>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>	<u>ブロードバンドユニバ</u>	<u>1 回線ごとに</u>	<u>ブロードバンドユニバーサルサービ</u>
<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料の適用</u>	<p><u>ア ブロードバンドユニバーサルサービス料は、さすガねっと J プランにかかる回線契約ごとに適用します。</u></p> <p><u>イ ブロードバンドユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</u></p> <p><u>ウ ブロードバンドユニバーサルサービス料については、定額利用料と同様に日割り計算を行います。</u></p>								
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>料金額</u>							
<u>ブロードバンドユニバ</u>	<u>1 回線ごとに</u>	<u>ブロードバンドユニバーサルサービ</u>							

旧	新	
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第4表 損害金</p> <p>第5表 端末機器修理費</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本料金表は、2025年10月1日から実施いたします。</p>	<p><u>ニバーサルサービス料</u></p>	<p><u>ス制度について定めた当社のホームページに規定する「ブロードバンドユニバーサルサービス料」の額</u></p>
	<p><u>注</u> ブロードバンドユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次の通りです。</p> <p>https://home.osakagas.co.jp/net/charge/</p> <p>第5表 損害金</p> <p>第6表 端末機器修理費</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本料金表は、2026年3月1日から実施いたします。</p>	

旧

J:COM TV for さすがねっと料金表

大阪ガス株式会社

料金表 I 利用料・工事費等

項目	サービス名		
	① J:COM TV for さ すがねっとスタ ンダードプラス サービス	② J:COM TV for さ すがねっとスタ ンダードサービ ス	③ J:COM TV for さ すがねっと TV セレクト
追加の STB (地 デジ・ BS コー ス用)	476.2 円 (税込 523 円)/1 台毎	476.2 円 (税込 523 円)/1 台毎	476.2 円 (税込 523 円)/1 台毎

(追加)

附則

(実施期日)

本料金表は、2026 年 1 月 1 日から実施いたします。

新

J:COM TV for さすがねっと料金表

大阪ガス株式会社

料金表 I 利用料・工事費等

項目	サービス名		
	① J:COM TV for さ すがねっとスタ ンダードプラス サービス	② J:COM TV for さ すがねっとスタ ンダードサービ ス	③ J:COM TV for さ すがねっと TV セレクト
追加の STB (地 デジ・ BS コー ス用) ※10	476.2 円 (税込 523 円)/1 台毎	476.2 円 (税込 523 円)/1 台毎	476.2 円 (税込 523 円)/1 台毎

[※10J:COM TV for さすがねっとを新規契約される場合 \(既にさすがねっと J プランを契約しており、J:COM TV for さすがねっとを追加される場合を含む\) は、「地デジ・BS コース」を 3 台まで無料で追加いただけます。](#)

附則

(実施期日)

本料金表は、2026 年 3 月 1 日から実施いたします。